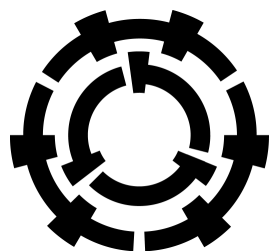


三 郷 市 議 会 議 案



令和 6 年 9 月 三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について	1
議案第 4 0 号	工事請負契約の締結について	2
議案第 4 1 号	製造請負契約の締結について	3
議案第 4 2 号	財産の取得について	4
議案第 4 3 号	指定管理者の指定について	5
議案第 4 4 号	三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 4 5 号	三郷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第 4 6 号	三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第 4 7 号	三郷市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	12
議案第 4 8 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	13
議案第 4 9 号	令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 3 号）	15
議案第 5 0 号	令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	16
議案第 5 1 号	令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 5 2 号	令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	18
議案第 5 3 号	令和 5 年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について	19
議案第 5 4 号	令和 5 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
議案第 5 5 号	令和 5 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	21
議案第 5 6 号	令和 5 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	22
議案第 5 7 号	令和 5 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	23
議案第 5 8 号	令和 5 年度三郷市公共下水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	24
議案第 5 9 号	教育委員会委員の任命について	25
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	26
選挙第 1 号	江戸川水防事務組合議会議員の選挙について	27

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | （仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
（機械） |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市鷹野三丁目 5 2 1 番 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 8 年 2 月 2 7 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 4 3 8, 3 5 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市東町 4 6 番地
株式会社磯部工業
代表取締役 磯部 賢一 |

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

工事請負契約の締結について

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（電気）請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | （仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事
（電気） |
| 2 | 工 事 場 所 | 三郷市鷹野三丁目521番 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和8年2月27日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 409,530,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三郷市早稲田四丁目21番地5
倉持電気株式会社
代表取締役 瀧澤 由樹 |

令和6年9月2日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 1 号

製造請負契約の締結について

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 件 名 | (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験
学習展示製造請負 |
| 2 | 納 入 場 所 | 三郷市鷹野三丁目 5 2 1 番 |
| 3 | 納 入 期 限 | 令和 8 年 6 月 1 9 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 4 5 9, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区港南一丁目 2 番 7 0 号
株式会社丹青社
代表取締役 小林 統 |

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 7 号）第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 動産 |
| 2 | 物品名 | (仮称) 三郷市立瑞沼学校給食センター調理用消耗品一式 |
| 3 | 納入場所 | 三郷市上彦名893番地 |
| 4 | 取得金額 | 51,769,300円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目177番地1
株式会社中西製作所 北関東支店
支店長 渡邊 俊弥 |

令和6年9月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

上記の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- | | | |
|---|------------|---------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 三郷市立南児童センター
三郷市立早稲田児童センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 東京都港区芝四丁目13-3
PMO田町東10F
株式会社明日葉 |
| 3 | 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

令和6年9月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

公の施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 4 号

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項特定個人情報の欄第 1 2 号中「同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）附則第 1 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第45号

三郷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三郷市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第46号

三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (2) 学校教育法による大学において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (4) 短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒

- 業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において、1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において、衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第4条各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学

前期課程の修了者を含む。次号において同じ。) については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 4 7 号

三郷市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

三郷市立学校給食センター設置及び管理条例（昭和 4 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表三郷市立岩野木学校給食センターの項を次のように改める。

三郷市立瑞沼学校給食センター	三郷市上彦名 8 9 3 番地
----------------	-----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

三郷市立岩野木学校給食センターを廃止し、新たに三郷市立瑞沼学校給食センターを設置するため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第48号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年9月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 49 号

令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 50 号

令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 5 1 号

令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 5 2 号

令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 5 3 号

令和 5 年度三郷市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 5 4 号

令和 5 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 55 号

令和 5 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 5 6 号

令和 5 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 57 号

令和 5 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及
び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市上水道事業特別会計未処分利益剰余金 298,661,996 円のうち 16,617,591 円を資本金に組入れ、残余を繰越し、及び同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市上水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 58 号

令和 5 年度三郷市公共下水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市公共下水道事業特別会計未処分利益剰余金 816,842,721 円のうち 211,056,880 円を資本金に組入れ、330,924,715 円を減債積立金に積立て、残余を繰越し、及び同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度三郷市公共下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 59 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所	*****
氏 名	堤 亜 樹 子
生年月日	*****

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

教育委員会委員森野一英氏の任期は、令和6年10月27日で満了となるため、後任として堤亜樹子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

住 所	*****
氏 名	田 中 孝 幸
生年月日	*****

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

人権擁護委員中村三郎氏が令和6年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として田中孝幸氏を推薦することについて意見を求めたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

選挙第 1 号

江戸川水防事務組合議会議員の選挙について

江戸川水防事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三郷市議会議長 鈴木 深 太 郎

